

II 新技術・新製品研究開発支援事業

1 対象事業

次に掲げる事業に対して、東京大学先端科学技術センター（以下：「先端研」）及び石川県産業創出支援機構（以下：「I S I C O」）からの補助金の交付等により支援を行います。

(1) 事業内容

先端研に所属する教員（以下：「先端研教員」）と石川県内企業（以下：「企業」）等からなる連携体が実施する、次世代産業の基礎となる基盤技術の高度化などの新技術や次世代産業の創造に資する新製品の研究開発及び実用化研究事業（以下：「本研究開発」）を対象とします。

ただし、本補助金の交付等を受けようとする事業が、当該実施期間中に他の補助金等による財政支援を受けている又は受ける予定の場合、交付の対象となりません。

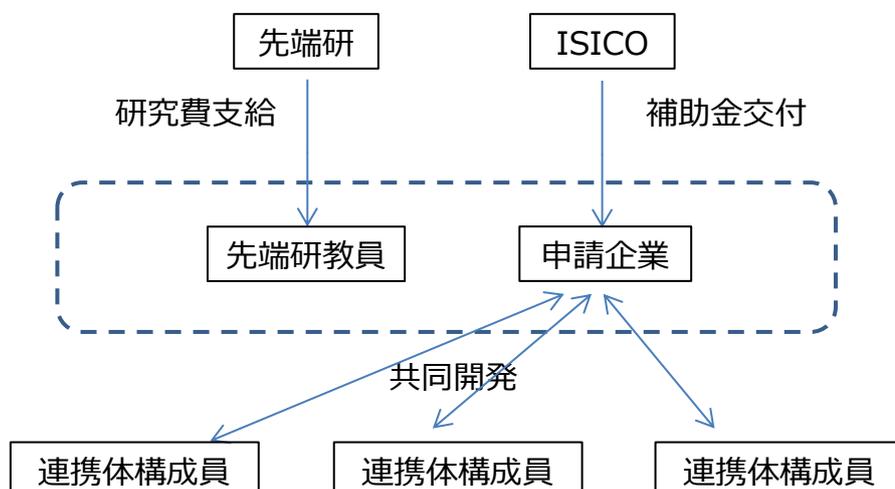
(2) 実施期間

1年以内

年度をまたがる事業の場合は、補助金の交付手続き（申請、実績報告等）は年度ごとに行います。

(3) 事業の実施方法等

- ① 先端研教員が分担する本研究開発に係る経費は、先端研が直接負担します。
- ② 企業等が分担する本研究開発に係る経費は、I S I C Oから、申請企業に対して補助金（補助率 2/3）を交付します。（他の連携体構成員は、基本的に申請企業からの委託により共同開発を実施することとなります。）



2 対象者

以下の（１）及び（２）等からなる連携体

（１）先端研教員

次に掲げる項目の全てに該当する者

- ① 国立大学法人東京大学先端科学技術研究センターに在職している教授、准教授、講師、助教（特任教員※１、客員教員※２の者を除く。）もしくは、特任教員又は客員教員のうち、雇用条件等で本研究開発を行うことが職務の一環として認められる者
- ② 上記「１対象事業」を主体となって実施する者であること。
- ③ 上記「１対象事業」の実施を目的とする「連携体（※４）」の代表者として、事業全体の管理を行う者であること。

（２）企業

次に掲げる項目の全てに該当する者。

- ① 石川県内に事業所を有する企業（※３）
- ② 上記「１対象事業」を主体となって実施する者であること。
- ③ 上記「１対象事業」の実施を目的とする「連携体（※４）」の代表者として、事業全体の管理を行う者であること。

※１「特任教員」の定義

次に掲げる役職のいずれかに該当する者とします

- ・特任教授、特任准教授、特任講師、特任助教

※２「客員教員」の定義

次に掲げる役職のいずれかに該当する者とします

- ・客員教授、客員准教授

※３「石川県内に事業所を有する企業」の定義

次に掲げる各項目のいずれかに該当する者とします。

- ・ 石川県内に本社のある企業
- ・ 石川県内に事業本部又はそれに類する組織を持つ企業（本研究開発成果の事業展開が当該組織で行われる場合に限る。）
- ・ 石川県内に開発部門を有する企業（本研究開発が当該開発部門で主体的に行われ、かつ開発成果が本県の産業政策上有効と認められるもの。）

※ 4「連携体」の定義

次に掲げる各項目の全てに該当するものとします。

- ・ 先端研教員及び企業等を含む 2 者以上で構成される連携であること。
- ・ 新技術・新製品の研究開発及び実用化研究を目的とした連携であること。
- ・ 基本的に研究開発に関して相互補完的な関係とし、連携体内での役割分担が明確で、その内容について合意済であること。

注) 建物の建設等を目的とした共同企業体、製品の販売のみを目的とした商社・代理店等との関係、随時発生する物品等の購入先との関係等は、「連携」とはみなしません。

3 補助金額

(1) 金額 (1 件あたり)

①先端研教員が分担する本研究開発に要する経費

事業実施期間 (最大 1 年間) で概ね 3,300 千円以内 (先端研が全額負担)

②企業等が分担する本研究開発に要する経費

①補助対象経費の 2 / 3 以内 であって、

②かつ、事業実施期間 (最大 1 年間) で概ね 6,600 千円以内 (ISICO が補助金交付)

⇒合計 10,000 千円以内

※採択された場合であっても、採択件数や予算の都合等により希望金額が減額される場合があります。

事業費全体の内訳について

「先端研教員の本研究開発経費」: 「企業等の本研究開発経費への補助金額」
が概ね、1 : 2 の比率 であること

(2) 対象となる経費

実施者	項目	内容	備考
先端研教員	人件費・謝金	本研究開発に直接従事する者の人件費や本調査の遂行に必要な知識・情報・技術等の提供に対する謝金	先端研が負担
	備品費	本研究開発の遂行に必要な機械装置等の購入費又はその製作設計に要する直接材料費、加工費	
	旅費	本研究開発の遂行に必要な資料・情報収集等を行うための旅費	
	材料・消耗品費	本研究開発の遂行に直接使用する材料、消耗品等の購入に要する費用	
	雑役務費	本研究開発の遂行に必要な役務費	
	通信運搬費	本研究開発の遂行に必要な通信運搬費	
	その他の経費	上記に掲げるもののほか、先端研が特に必要と認める経費	
申請企業	直接人件費	本研究開発に直接関与する者の作業時間に対するもの（原則労務費単価は健保等級に基づいて算定いたします。）	対象経費のうち、2 / 3 以内を I S I C O が補助金交付 ※ 先端研へ支払う経費は補助対象外
	構築物費	構築物の購入、建造、改良、据付け、借用又は修繕に要する経費	
	機械装置費	機械装置又は工具機器の購入、試作、改良、据付け、借用又は修繕に要する経費	
	材料・消耗品費	材料及び消耗品の購入に要する経費	
	外注加工費	外注加工に要する経費	
	技術指導費	連携体以外からの外部の技術指導員・講師等に支払う謝金等	
	共同開発費	連携体構成企業・大学への共同開発費(委託・共同研究等)	
	その他の経費	上記に掲げるもののほか、特に必要と認められる経費	

4 採択件数

2 件程度

5 応募方法

上記「1 対象事業」及び「2 対象者」に該当し、補助金の交付等を受けようとする場合は、

- ・事業計画書（別添様式）
- ・申請者、連携体構成者の決算書（直近 2 カ年分）

を提出してください。

※決算書は、大学、公的試験研究機関の場合は不要

様式は、I S I C O のホームページからダウンロードできます。

【U R L】 <http://www.isico.or.jp/soshiki/gijyutsu/u-tokyo/h29rd>

(1) 募集期間

平成 2 9 年 9 月 2 9 日（金）から

平成 2 9 年 1 0 月 2 7 日（金）午後 4 時（必着）

※「事業計画書」の提出は、直接持参又は郵送に限ります（F A X、電子メールでの提出はできません）。

(2) 提出部数

2 部

(3) 提出先及び問い合わせ先

提出にあたっては、下記の①または②のいずれかに、2 部を提出してください。

① 公益財団法人石川県産業創出支援機構 プロジェクト推進部（担当：山崎）
〒920-8203 石川県金沢市鞍月 2-20 石川県地場産業振興センター新館
Tel 076-267-6291 Fax 076-268-1322

② 東京大学先端科学技術研究センター 経営戦略企画室（担当：小倉）
〒153-8904 東京都目黒区駒場 4-6-1 14 号館 101 号室
Tel 03-5452-5092 Fax 03-5452-5425

6 事業の選定について

以下の審査方法により、事業を選定します。

(1)審査方法（予定）

提案案件は、下記審査基準による評価採点を行い、その結果を踏まえて、先端研及び I S I C O が採択案件を決定します。

- ・ 事前に提案書の内容に関するヒアリングを実施する場合があります。
- ・ 場合によっては審査時にプレゼンテーションをしていただくことがあります。
- ・ 審査経過に関する問い合わせには応じられません。
- ・ 採択案件の決定後、速やかに採択もしくは不採択の通知を行います。
- ・ 採択案件については資格要件の確認後、補助金交付の手続きに移行することになります。

(2)審査基準

●研究開発内容（技術面）について

(ア)研究開発内容の新規性、独創性又は革新性

研究開発の技術内容が著しく新規性、独創性または革新性に優れていること。

(イ)研究開発目標の妥当性

研究開発目標が適切であること(市場ニーズの課題及び要請を踏まえていること)。

(ウ)目標達成のための課題と解決方法及びその具体的実施内容

研究開発目標を達成するために、研究開発課題が明確に抽出されており、研究開発課題の解決方法（研究項目）、研究開発スケジュール、体制・役割など、研究開発全体が適切であり、整合性が図られていること。

(エ)研究開発予算の妥当性

研究開発予算が研究開発を行う上で妥当であること。

●事業化計画（事業化面）について

(ア)製品化の見通しの明確性

研究開発の成果による製品の概要（名称、規格、機能等）が具体的であり、競合製品に比べ价格的・性能的に優れていること。

(イ)想定する市場の現状及び今後、市場ニーズ(川下企業、ターゲット顧客)の妥当性

想定されるユーザー・予想市場規模・市場占有率（予測）等が妥当であり、市場ニーズ（川下企業、ターゲット顧客）を反映していること。

(ウ)事業化計画の妥当性

製品の生産、販売促進戦略、知財戦略、販売先・川下企業等の事業化体制の役割分担・スケジュールが明確であること。

(工) 目標を達成するための連携体企業の経営的基礎力

事業化を達成するための、連携体構成企業の資金、人材、技術等の経営資源が十分に備わっていること。

● 地域経済への効果（地域貢献面）について

産業政策との整合性

提案された研究開発が、ごく限られた企業等にのみ効果をもたらせるものではなく、当該産業分野における課題等を的確に把握し、新たな解決策となるなど地域産業の発展に資する計画であること。

7 スケジュール（予定）

	時 期
募集	9月29日（金）～ 10月27日（金）
審査、採択	11月上旬～11月下旬
事業開始	12月（予定）

（例）「平成29年12月1日が補助金の交付決定日の場合」の手続きの流れ（ISICOの補助事業として実施した研究開発）

事業の実施期間は、平成29年12月1日から平成30年11月30日までの最大1年間となります。補助金の交付の手続きは、年度ごとに行います。

<事業実施スケジュールのイメージ>

平成29年12月 1日 採択
12月 1日 交付申請①→交付決定②（開始）
平成30年 3月31日 進捗報告③及び実績報告④→補助金交付等⑤
4月 1日 交付申請⑥→交付決定⑦
11月30日 成果報告⑧及び実績報告⑨→補助金交付等⑩

※経費の報告を伴う「実績報告④」及び「実績報告⑨」を、先端研教員が実施した本研究開発については先端研に、企業等が実施した本研究開発については ISICO に報告していただきます。

8 その他事業にあたっての注意事項

採択された場合は、以下の条件を守らなければなりませんので御了承ください。

(1) 事業の実施体制について

事業の実施にあたっては企業等と先端研とで共同研究契約を締結すること。

(2) I S I C Oから企業等に対する補助対象事業に係るもの

①報告書

補助金は、原則として対象事業の実績報告書（当該年度の研究成果に係る報告書及び使用した経費に係る経理的証拠書類等）を提出いただき、その内容を確認した上で交付します。

事業の終了後5年間、事業化等の状況について報告書を提出いただきます。

なお、補助金の交付の手続き（補助金交付申請→交付決定→（事業実施）→実績報告→補助金交付）は年度ごとに行います。補助事業の進捗状況等を確認した結果、次年度以降の補助金額が減額されることがあります。

②変更

交付決定を受けた後、事業の経費の配分又は内容を変更しようとする場合、若しくは補助事業を中止又は廃止しようとする場合は、事前に承認を得なければなりません。

③事業により企業等が取得した機械等

事業により取得し、又は効用の増加した機械等の財産で、1件当たりの取得価格又は効用の増加価格が50万円以上のものについては、事業の終了後も善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って効果的運用を図らなければなりません（処分、売却、譲渡及び他用途への転用（生産設備としての使用を含みます。）は認められません。）。

これらの財産の処分等に当たっては、事前にI S I C Oの承認を得なければなりません。

④書類の保存

事業に係る経理について、その収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、交付年度終了後5年間保存しなければなりません。

⑤検査

事業期間中（年度終了後）又は事業終了後の確定検査のため、必要に応じて実地検査に入ることがあります。

⑥収益納付

本事業による事業化又は知的財産権の譲渡又は実施権設定及びその他当該事業の実施結果の他への供与により収益が得られたと認められる場合、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額について納付を求めることがあります。

- (3) 先端研が費用を負担した本研究開発に係るもの
国立大学法人東京大学の規程に拠ります。

<研究開発及び実用化研究のイメージ（例）>

研究開発及び実用化研究内容をわかりやすく表現するためには、「研究開発目標」、「研究開発課題」、「研究項目（研究開発の内容）」を明確にし、体系的に整理する必要があります。

つまり、「研究開発目標」を達成するには、どのような「研究開発課題」があり、それら課題をどのように解決していくのか（研究開発の内容＝「研究項目」）、また、大学等のシーズをどのように活用していくか等を体系的に整理することです。

